

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月10日
【四半期会計期間】	第54期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長兼社長執行役員 寺村 久義
【本店の所在の場所】	東京都杉並区上井草一丁目33番5号
【電話番号】	(03) 3395 - 3001 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員経営統括本部長 五嶋 美樹
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区上井草一丁目33番5号
【電話番号】	(03) 3395 - 3001 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員経営統括本部長 五嶋 美樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期 第3四半期累計期間	第54期 第3四半期累計期間	第53期
会計期間	自2018年 4月1日 至2018年 12月31日	自2019年 4月1日 至2019年 12月31日	自2018年 4月1日 至2019年 3月31日
売上高 (千円)	2,324,183	2,314,093	3,262,807
経常利益又は経常損失() (千円)	22,552	27,377	104,783
四半期(当期)純利益又は純損失() (千円)	17,042	90,500	50,236
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,306,842	1,306,842	1,306,842
発行済株式総数 (株)	1,374,101	1,374,101	1,374,101
純資産額 (千円)	3,178,057	3,191,393	3,242,441
総資産額 (千円)	10,229,271	9,218,616	9,710,500
1株当たり四半期(当期)純利益又は純損失() (円)	13.64	73.02	40.20
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	31.1	34.6	33.4

回次	第53期 第3四半期会計期間	第54期 第3四半期会計期間
会計期間	自2018年 10月1日 至2018年 12月31日	自2019年 10月1日 至2019年 12月31日
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	6.74	43.88

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第53期及び第54期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第53期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「持分法を適用した場合の投資利益」については、子会社及び関連会社がないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第四号の三様式記載上の注意（7）の規定を当事業年度に係る四半期報告書から適用しております。

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第四号の三様式記載上の注意（8）a（c）の規定を当事業年度に係る四半期報告書から適用しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

（1）経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の一部緩和があったものの、消費税率改正に伴う消費者態度指数の悪化等により、先行き不透明な要因を包含する形で終わりました。

当社が属するメモリアル産業は、高齢者が増加傾向にあるにもかかわらず、霊園事業においては、埋葬の選択肢の多様化に伴い、比較的高価格となる墓地墓石の購入層は年々減少する傾向にあります。

一方、首都圏に永住される消費者が所有する故郷のお墓を引っ越しする需要は、緩やかに増加しております。

この流れに対応すべく当社は、消費者に寄り添った様々なお墓の形態を兼ね備えた霊園を開発すると共に、供養の全てを網羅し、価格においてもご満足いただける堂内陵墓事業への拡充を図っております。

葬祭事業においては、超高齢化による葬儀の小規模化傾向が一層顕著となる中、インターネット媒体を中心とした同業者間の価格競争により、施行単価が下落するという厳しい環境下にあるものの、生花祭壇葬「愛彩花(あいさいか)」と共に、家族葬を専門とした「ラステル葬」は消費者から安定した支持を受けており、施行件数は堅調に推移しました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高23億1千4百万円（前年同四半期比0.4%減）、営業利益7千5百万円（前年同四半期比170.7%増）、経常利益2千7百万円（前年同四半期経常損失2千2百万円）、また、法人税、住民税及び事業税8百万円並びに法人税等調整額2千3百万円を計上した結果、四半期純利益9千万円（前年同四半期純損失1千7百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

霊園事業

屋外墓地につきましては、高齢者の増加により成約件数は順調に増加しているものの、埋葬に対する価値観の変化や選択肢の多様化に伴い、比較的高価格となる墓地墓石の購入層は年々減少の一途にあります。

それに対し、樹木墓や共有墓等の需要は急激に増加しており、施工単価の下落がより顕著化している状況を踏まえ、募集販売を受託している既存霊園の改造等、販売戦略の見直しを適宜行っております。

売上高は、8億3千2百万円（前年同四半期比8.8%減）となりました。

堂内陵墓事業

第六号「赤坂一ツ木陵苑(東京都港区)」並びに第七号「大須陵苑(名古屋市中区)」は、消費者の価値観を超える重厚な施設と立地が好評を得ております。

しかしながら、近年、特に東京都内において、主に団塊の世代をターゲットとした納骨堂（自動搬送式を含む）の建設ラッシュがあり、現状においては供給過多の環境下にあります。

このような状況を踏まえ、徹底した広告戦略の見直しを行い、僅かながら集客力回復の兆しが見えてきました。

売上高は、2億3千1百万円（前年同四半期比14.0%増）となりました。

葬祭事業

死亡者数が増加傾向にある中、当社は終活セミナーや様々なイベントを開催し、潜在顧客を受注に繋げる取り組みを積極的に行っております。

会員制の生花祭壇葬「愛彩花」並びに家族葬、直葬施設を併設した独自のブランド「ラステル(ラストホテル)」は、「小規模でありながらも心のこもった葬儀」を望む現代の消費者から好評を得ております。

また、マスメディアにも多数取り上げられ認知度は確実に高まっており、施行件数は堅調に推移しました。

売上高は、12億5千万円（前年同四半期比3.5%増）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期会計期間末における財政状態の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ、6千2百万円減少し、24億7百万円となりました。その主な要因は、現金及び預金6千5百万円の減少等によるものであります。

当第3四半期会計期間末における固定資産は、前事業年度末に比べ、4億2千9百万円減少し、68億1千1百万円となりました。その主な要因は、土地4億9千2百万円及び差入保証金2億7千3百万円の増加、霊園開発協力金4億7千万円、投資有価証券3億4千5百万円及び保険積立金3億4百万円の減少等によるものであります。

この結果、総資産は、92億1千8百万円となり、前事業年度末に比べ4億9千1百万円減少いたしました。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ、1億7千6百万円減少し、25億3千7百万円となりました。その主な要因は、短期借入金8千7百万円の増加、1年内返済予定の長期借入金1億3千万円及び1年内償還予定の社債1億2千万円の減少等によるものであります。

当第3四半期会計期間末における固定負債は、前事業年度末に比べ、2億6千4百万円減少し、34億8千9百万円となりました。その主な要因は、社債1億3千9百万円及び長期借入金1億7百万円の減少等によるものであります。

この結果、負債合計は、60億2千7百万円となり、前事業年度末に比べ4億4千万円減少いたしました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ、5千1百万円減少し、31億9千1百万円となりました。その主な要因は、利益剰余金9千万円の増加、自己株式8千7百万円及びその他有価証券評価差額金5千5百万円の減少等によるものであります。

この結果、自己資本比率は34.6% (前事業年度末は33.4%) となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800,000
計	4,800,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,374,101	1,374,101	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	1,374,101	1,374,101	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2019年10月1日～ 2019年12月31日	-	1,374,101	-	1,306,842	-	958,082

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 124,500	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,247,700	12,477	-
単元未満株式	普通株式 1,901	-	1単元（100株） 未満の株式
発行済株式総数	1,374,101	-	-
総株主の議決権	-	12,477	-

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ニチリョク	東京都杉並区上井草一丁目33番5号	124,500	-	124,500	9.07
計	-	124,500	-	124,500	9.07

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,739,826	1,674,684
完成工事未収入金	40,550	8,890
売掛金	204,957	217,073
永代使用权	192,300	184,582
未成工事支出金	178,196	186,165
原材料及び貯蔵品	65,861	65,455
その他	47,731	70,384
貸倒引当金	14	-
流動資産合計	2,469,411	2,407,235
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	764,165	714,803
土地	1,535,523	2,027,978
その他(純額)	27,505	21,537
有形固定資産合計	2,327,194	2,764,319
無形固定資産		
199,487	199,487	150,622
投資その他の資産		
長期貸付金	81,550	77,669
差入保証金	2,702,090	2,975,139
長期未収入金	376,096	365,780
霊園開発協力金	470,372	-
その他	1,114,804	505,807
貸倒引当金	30,507	27,959
投資その他の資産合計	4,714,406	3,896,438
固定資産合計	7,241,089	6,811,381
資産合計	9,710,500	9,218,616
負債の部		
流動負債		
買掛金	77,183	83,866
短期借入金	12,668	100,000
1年内返済予定の長期借入金	1,855,922	1,725,049
1年内償還予定の社債	335,100	214,750
未払法人税等	37,762	5,822
賞与引当金	36,530	15,840
その他	358,722	392,448
流動負債合計	2,713,888	2,537,777
固定負債		
社債	319,750	180,000
長期借入金	2,843,407	2,735,510
退職給付引当金	330,482	343,326
役員退職慰労引当金	182,725	146,246
その他	77,805	84,362
固定負債合計	3,754,170	3,489,445
負債合計	6,468,058	6,027,222

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2019年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,306,842	1,306,842
資本剰余金	958,082	958,082
利益剰余金	1,162,832	1,253,332
自己株式	228,293	315,413
株主資本合計	3,199,463	3,202,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55,440	-
繰延ヘッジ損益	12,461	11,450
評価・換算差額等合計	42,978	11,450
純資産合計	3,242,441	3,191,393
負債純資産合計	9,710,500	9,218,616

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
売上高	2,324,183	2,314,093
売上原価	762,199	742,083
売上総利益	1,561,983	1,572,010
販売費及び一般管理費	1,533,967	1,496,171
営業利益	28,016	75,839
営業外収益		
受取利息	1,669	1,514
受取配当金	11,703	12,783
その他	19,924	18,354
営業外収益合計	33,296	32,652
営業外費用		
支払利息	73,850	67,180
その他	10,015	13,933
営業外費用合計	83,866	81,113
経常利益又は経常損失 ()	22,552	27,377
特別利益		
固定資産売却益	-	59
投資有価証券売却益	3,808	53,640
特別利益合計	3,808	53,699
特別損失		
固定資産売却損	746	-
固定資産除却損	734	-
霊園開発中止損	-	6,429
特別損失合計	1,480	6,429
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	20,225	74,648
法人税、住民税及び事業税	6,821	8,068
法人税等調整額	10,004	23,920
法人税等合計	3,182	15,852
四半期純利益又は四半期純損失 ()	17,042	90,500

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1)横浜銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(借入金残高1億2千5百万円)に係る財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

通常事項：会社の破産・清算等および返済を遅延したとき

特記事項：決算数値において

- a．単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2011年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。
- b．単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。

(2)宗教法人威徳寺のシンジケートローン契約(債務保証残高22億4千8百万円)に係る保証人としての財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

通常事項：借入人または保証人の破産・清算等および返済を遅延したとき

特記事項：保証人の決算数値において

- a．単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2014年3月期末日の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。
- b．単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。

(四半期貸借対照表関係)

保証債務

次の法人の借入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2019年12月31日)
宗教法人威徳寺(金融機関等からの借入に 対する保証)	2,730,391千円	2,248,013千円
計	2,730,391	2,248,013

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	115,002千円	106,885千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期損益計 算書計上額 (注)2
	霊園事業	堂内陵墓事 業	葬祭事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	912,802	202,753	1,208,627	2,324,183	-	2,324,183
セグメント利益又は損失 ()	249,056	39,992	260,116	469,181	441,164	28,016

(注)1.セグメント利益又は損失()の調整額 441,164千円には、各報告セグメントに配賦していない全社費用を計上しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期損益計 算書計上額 (注)2
	霊園事業	堂内陵墓事 業	葬祭事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	832,396	231,135	1,250,561	2,314,093	-	2,314,093
セグメント利益又は損失 ()	234,380	24,441	269,744	479,683	403,844	75,839

(注)1.セグメント利益又は損失()の調整額 403,844千円には、各報告セグメントに配賦していない全社費用を計上しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	13円64銭	73円02銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	17,042	90,500
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失()(千円)	17,042	90,500
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,249	1,239

(注) 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月10日

株式会社ニチリョク

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原山 精一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 高弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニチリョクの2019年4月1日から2020年3月31日までの第54期事業年度の第3四半期会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニチリョクの2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。